

社会福祉法人隆寿会役員等の報酬等の支給に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆寿会の役員等の報酬並びに費用の支給に関して定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程で役員等とは、本会の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬並びに費用)

第3条

- (1) 役員等が理事長の招集する会議等に出席したときは、その都度、報酬として1日当り、源泉所得税（復興所得税を含む）を控除した額が5,000円となる金額を支給する。
- (2) 役員等が理事長の招集する会議等に出席し、その役務を遂行するに必要な交通費の請求をした場合、自宅或いは勤務先から当該会議開催場所等までの実費を支給するものとする。ただし、公共の交通機関を利用する場合に限る。
- (3) 役員等が交通費の請求をする場合、出張旅費精算書を都度理事長へ提出するものとする。

(支給方法)

第4条

- (1) 報酬は、会議等の当日において、出席した役員等に支給するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、同日に理事会と評議員会が開催され、双方の会議に出席した役員等には報酬は重複して支払わない。
- (3) 交通費は、会議等の当日において提出された出張旅費精算書に基づいて理事長が承認することにより、支給する。

(改廃)

第5条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年12月11日から施行する。

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

この規程は、平成25年3月28日から施行する。